

尾張旭市監査公表第16号

令和6年3月28日付け尾張旭市監査公表第9号をもって公表した定例監査結果報告について、令和6年3月29日付け5暮第140号で市長から措置を講じた旨の通知がありましたので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により次のとおり公表します。

令和6年4月26日

尾張旭市監査委員 山田 義浩

尾張旭市監査委員 若杉 たかし

市民生活部暮らし政策課

監査の指摘事項	措置状況
法律相談業務に係る契約締結伺いが作成されていない。支出負担行為書に契約締結伺いを兼ねる旨が記載されているが、単価契約で、総額が確定せず請求のあったときに支出負担行為を決議するものについては、支出負担行為書で契約締結伺いを兼ねることはできない。	指摘事項につきましては、今後適正に改め適切な事務処理を行います。